

平成 28 年 4 月 1 日

各いきいき支援センター設置法人 代表者 様
各いきいき支援センター長 様
各指定居宅介護支援事業者 代表者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

指定居宅介護支援事業者にかかる委託介護予防支援・第 1 号介護予防
支援事業の実施要項について

平成 28 年 6 月 1 日からの名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う
みだしの実施要項は別添のとおりですので、よろしく申し上げます。

なお、指定介護予防支援事業者にかかる委託介護予防支援実施要項（平成 18 年 4
月 1 日施行）は廃止しますのでよろしく申し上げます。

また、これまで介護予防支援委託契約に基づく個別事案の依頼を行っていた事案
（被保険者）について、平成 28 年 6 月以降に介護予防支援・第 1 号介護予防支援事
業委託契約に基づく個別事案についての依頼を行う場合は、改めてみだしの実施要項
第 4 条の手続きが必要ですので申し添えます。

（ 地域ケア推進課 丹羽 ）
電 話 052-972-2549
F A X 052-955-3367